

# 自家調剤における調剤報酬算定の自粛について (お願い)

当組合では、次の3つの観点から、組合員に自家調剤における調剤報酬算定の一部自粛をお願いしています。

- ① 保険薬剤師としての社会的使命や職業倫理を踏まえ、社会通念に照らして理解を得られる調剤報酬の請求が求められること
- ② 当組合として守っていただきたいルールをお示しすることが調剤薬局内での取組を円滑化するであろうこと
- ③ この取組を進めることによって医療給付費の増加抑制にも寄与すること

## 1 「自家調剤」とは次の場合をいいます。

- ① 保険薬剤師(事業主)が自分又は家族の調剤を自営薬局(支店を含む。)で行う場合
- ② 保険薬剤師(従業員)が、自分又は家族の調剤を自分が勤務する薬局(支店を含む。)で行う場合
- ③ 薬剤師でない事業主及び従業員が、自分又は家族の調剤を自分の自営薬局又は勤務薬局(支店を含む。)の保険薬剤師に依頼する場合

## 2 算定を自粛する調剤報酬

調剤料	薬学管理料
① 時間外等加算(時間外、休日、深夜) ② 夜間・休日等加算	① 薬剤服用歴管理指導料 ② かかりつけ薬剤師指導料 ③ 特定薬剤管理指導加算

★過去の個別指導(調剤)では、自家調剤関係で次のような指摘がなされています。

- 薬剤服用歴管理指導料
  - ・ 保険薬剤師自身に行った調剤に対し算定している例が認められたので、改めること。
- 自己調剤・自家調剤
  - ・ 勤務薬剤師の同居家族に係る調剤について薬学管理料を算定している。
- 特定薬剤管理指導加算
  - ・ 保険薬剤師自身に行った調剤に対して算定している。

このような指摘を受ける背景には、次のようなことがあるかもしれません。

### （平成 30 年度の指摘）

- (1) レセプトコンピュータの初期設定が、薬剤服用歴管理指導料を算定するようになっており、自動的な算定となるおそれがあるので改めること。
- (2) 服薬指導等を行う前に、事務員によりレセプトコンピュータへ薬剤服用歴管理指導料を算定するよう入力されており、自動的な算定となるおそれがあるので改めること。

保険給付の支出削減が進まなければ、いずれ保険料の値上げへと跳ね返ってきます。ぜひご協力をお願いいたします。

併せて、**自家調剤の際にはジェネリック医薬品を優先使用**していただけますようお願いいたします。

#### ＜ジェネリック医薬品使用割合：厚生労働省公表数値＞

	平成 30 年 9 月診療分	平成 31 年 3 月診療分
<b>都薬国保</b>	<b>70.52%</b>	<b>72.75%</b>
薬剤師国保平均	72.66%	75.23%
国保組合平均	66.98%	69.38%